

令和6年 第1回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和6年1月17日（水） 午後2時00分開会
午後3時30分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
1	摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件	承認
2	令和5年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）の結果の公表を定める件	承認
3	令和6年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）への参加を定める件	承認

報告事項

番号	件名
1	事業実施に伴う後援名義の使用承認について
2	令和5年度12月までの問題行動等報告について
3	令和5年度12月までの問題行動等具体的な事案及び追跡報告について
4	各課事業日程報告について

教 育 長	箸尾谷知也	教育 総務 部長	安 田 信 吾	次世代育成部長	大 橋 徹 之
教育長職務代理者	福 元 実	教育 政策 課長	松 田 紀 子	子育て支援課長	飯 野 祐 介
委 員 員	大 矢 優 子	教育総務部副理事	河 平 浩 一	家庭児童相談課長	古 賀 順 也
委 員	坂 井 知 子	兼学校教育課長	松 本 拓 三	こども教育課長	湯 原 正 治
委 員	藤 村 裕 爾	学校教育課参事 (教育指導担当)	田 中 大 介	こども教育課参事	中 川 資 子
		学校教育課参事 (教職員人事担当)	武 田 進 介	出産育児課長	坂 本 真 輔
		教育 支援 課長	千 葉 郁 子		
		生涯 学習 課長	羽 田 行 伸		
		学校 教育 課長 代理	濱 岡 徹		
		教育 支援 課長 代理	藤 原 崇 裕		
		教育 政策 課長 代理	薮 田 江 里 佳		
		教育 政策 課副主査	末 永 侑 希		
		教育 政策 課係員			

教育長	<p>ただいまから、令和6年第1回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元職務代理者です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は付議事件が3件、報告事項が4件ございます。</p> <p>まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。</p> <p>報告事項（3）につきましては、個人が特定される恐れがあるため、関係法令の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。</p> <p>従いまして、議案第1号から進み、秘密会以外の案件を除き、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。その後、秘密会を宣言し、報告事項（3）に進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思います。皆様ご異議ございませんでしょうか。</p>
全委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。</p> <p>まず、議案第1号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	議案第1号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。
	<p>【以下、議案書等により説明】</p>
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
大矢委員	現在の次世代育成部及び所管各課の名称が変更になるとのことですですが、それに伴って事務分掌の変更はありますか。また各課の事業内容にも変更があるのでしょうか。
子育て支援課長	今回の規則改正につきましては、部名及び課名の変更が主な変更

内容となっており、資料7ページにあります「子ども・子育て会議に関する事務」をこども教育課からこども政策課政策係に移管するという点以外には、事務分掌の変更はございません。こども政策課政策係につきましては係の名称にありますとおり、子育て支援に関する事務や将来的な計画を一括で管理することによって、政策的な事務に注力することができると考えております。

教育長

他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。

坂井委員

今回の規則改正に伴い、行政手続きや窓口の変更が生じるのでしょうか。

子育て支援課長

部名及び課名の変更が主となりますので、手続き方法や窓口の変更はございません。

教育長

課名の変更について、市民の皆様へ周知の徹底をお願いします。
令和6年4月の児童福祉法改正に伴い、「こども家庭センター」の設置が示されたとのことですが、大阪府では児童相談所を「子ども家庭センター」と呼称しております。名称を見ただけだと児童相談所の運営が摂津市に移管される、と誤って認識される恐れがあると思います。大阪府は「子ども家庭センター」の名称を今後変更する予定があるのでしょうか。

子育て支援課長

大阪府では「子ども家庭センター」という名称を今後変更する予定がないと聞いております。

摂津市は大阪府吹田子ども家庭センターの管轄となっておりますが、市民の皆様の混乱を招かないよう、市が設置することも家庭センターについて周知を徹底してまいりたいと考えております。

教育長

他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。

ご質問等が無いようですので、議案第1号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、議案第1号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」については承認いたします。

続きまして、議案第2号 「令和5年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）の結果の公表を定める件」について教育支援課から説明をお願いします。

教育支援課長

議案第2号 「令和5年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）の結果の公表を定める件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員

資料2 7ページの令和6年度「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」のスケジュールにはアクションプランの作成があげられていますが、令和5年度も同様にアクションプランが作成されていたのでしょうか。

教育支援課長

令和5年度も同様に、前年度までの状況をもとに、体育・健康等に関する指導の計画として各校がアクションプラン①を作成し、調査終了後に結果分析を踏まえたアクションプラン②を作成して効果検証を行いました。

教育長

各校で作成されたアクションプランは、学校や市のホームページ等で公表されているのでしょうか。

教育支援課長

ホームページ等で公表はされておりませんが、事務局には報告頂いております。

大矢委員

結果だけでなく、作成したアクションプランをもとに各校でどのような体力づくりに取り組み、その成果がスポーツテストの結果にどのように表れているのかを把握することも重要であると思いま

すので、事務局にて実態の把握をしていただくとともに報告をお願いしたいと思います。

藤村委員

今回参加した「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」と、国調査の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」との違いはどういった点でしょうか。

教育支援課長

どちらも実技種目は同じですが、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、小学校5年生及び中学校2年生を対象としております。「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」は、大阪府独自の調査で、小学校3年生及び小学校4年生を対象としております。

藤村委員

「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」の結果の推移及び分析結果を教えてください。

教育支援課長

「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」は令和5年度から開始となったため、結果の推移については把握しきれておりませんが、各調査のアンケート結果を見ると、摂津市の小学生は学校以外で運動をする習慣が全国平均よりも低く、この状況が例年続いていることからも、特に児童の運動習慣に課題意識を持っております。

坂井委員

結果概要の資料の中には、ＩＣＴの活用について記載がありませんが、具体的にどの部分でＩＣＴが活用されたのでしょうか。

教育支援課長

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では児童個別の結果表が発行されておりませんでしたが、「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」では、保護者がタブレット端末から個別の結果表を確認することができるようになりました。また、児童が実技調査の結果や質問調査の回答をシステム入力で行うほか、体力測定のコツやアドバイスについての配信動画を見て復習をすることができるようになりました。しかしながらご指摘のとおり、結果公表の資料内にＩＣＴ活用の記載がございませんので、修正を検討させていただきます。

教育長

先ほど今回のスポーツテストの結果について、摂津市は大阪府平

均を概ね上回る結果であったと説明がありましたが、新聞報道等で、今年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、大阪府の結果が全国平均よりも低い結果であったと報じられていました。摂津市が全国の中でどのような位置づけにあるのか、順位が公表されていれば教えてください。

教育支援課長

全国の中での順位については把握できておりませんので、公表の有無を含め確認させていただきます。

坂井委員

資料裏面のレイアウトについて、摂津市と大阪府の結果が同じ棒グラフで並列しており見づらく感じますので、比較しやすいレイアウトに変更をご検討いただきたいです。

教育支援課長

ご指摘ありがとうございます。見やすいレイアウトになるよう、検討させていただきます。

大矢委員

毎年測定を続けることで子どもたちは実技のコツをつかむことができると思いますので、「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を積み上げたときに、小学校3年生から5年生までの経年変化で良い結果が見られることを期待しています。

また、質問調査のうち「運動やスポーツをすることが好きですか」という質問の結果を見ると、肯定的な回答をした割合が大阪府平均を下回っています。例えば遊び場や習い事など、子どもたちを取り巻く地域の環境が、運動機会及び意欲に影響を与えているのではないかでしょうか。

教育長

子どもたちが質問調査に回答する際に、例えば「運動（体を動かす遊びを含む）」という言葉ひとつとっても、何を運動として捉えるかによって、回答結果が変わると思います。各学校で回答にばらつきが出ているのであれば、子どもたちが同じ認識をもって回答できるような説明が必要だと思います。

また実技種目について、教員の指導、測定方法及び子どもたちの取り組み姿勢によっても結果が異なってくると思います。「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」と「全国体力・運動能力、運

動習慣等調査」を合わせると、小学校3年生から5年生までの3年間で毎年同じ種目の測定を行うことになりますが、せっかく調査に参加するのであれば良い成果が出ることが望ましいと思いますので、学校全体が真剣に取り組めるよう指導をお願いします。

他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。

ご質問等が無いようですので、議案第2号「令和5年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）の結果の公表を定める件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、議案第2号「令和5年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）の結果の公表を定める件」については承認いたしますが、資料のレイアウトについては、再度検討をお願いします。

続きまして、議案第3号 「令和6年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）への参加を定める件」について教育支援課から説明をお願いします。

教育支援課長

議案第3号 「令和6年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）への参加を定める件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書等により説明】

教育長

説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。

大矢委員

スポーツテスト以外にも、すくすくウォッチをはじめ様々な調査が実施されており、学校側の負担を心配しています。学校としては「めっちゃMORIMORIスポーツテスト」への参加をどのように捉えているのでしょうか。

教育支援課長

学校からスポーツテストへの参加について負担に感じているという意見は聞いておりません。とりわけ市内小学校のうち3校で

は、体力向上に重点的に取り組んでおり、取組の成果が令和5年度のスポーツテストの結果にも現れております。

坂井委員

先ほど、保護者がタブレット端末から児童個別の結果表を確認することができるようになったと説明がありましたが、スマートフォンなどでも結果を確認することができるのでしょうか。

教育支援課長

スマートフォンや家庭のパソコンなどで結果を確認できるかは把握できておりませんので、確認させていただきます。

教育長

資料24ページ「4. 調査実施期間」の中で、年度当初に作成したアクションプランを、確定した調査結果もとに8月に見直し、再度作成することとなっています。学校が時間をかけてアクションプランの作成を行うからには、事務局でも体力向上に向けて効果的なアクションプランになっているのかしっかりと把握及び指導をお願いします。

教育支援課長

アクションプランの内容については各校違いがございますので、体力向上に効果的な取組となるよう指導してまいります。

教育長

小学校のうちから計画的に体力向上に取り組むことで、中学校2年生の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果にも結び付くことを期待しています。そのためには、効果的な内容のアクションプランが必要不可欠であると思いますので、作成については各学校へしっかりと指導をお願いいたします。

他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。

ご質問等が無いようですので、議案第3号 「令和6年度ICT活用による子どもの体力向上事業(小学3・4年生スポーツテスト)への参加を定める件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことですので、議案第3号 「令和6年度ICT活用による子どもの体力向上事業(小学3・4年生スポーツテスト)

	<p>への参加を定める件」については承認いたします。</p> <p>続きまして、報告事項（1）事業実施に伴う後援名義の使用承認について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	[事業実施に伴う後援名義の使用承認について説明]
教育長	<p>説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>それでは、ご意見・ご質問等が無いようなので、次に進みます。</p> <p>報告事項（2）令和5年度12月までの問題行動等報告について学校教育課から説明をお願いします。</p>
学校教育課参事 (教育指導担当)	[令和5年度12月までの問題行動等報告について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
坂井委員	<p>先ほど、一学期から二学期を通して病欠以外の理由で二十日以上欠席した児童生徒数の報告がありましたが、例えば「学校に行くことが苦しく、頭が痛いので欠席をする」という連絡があった場合、欠席理由としては病欠に該当するのか、または病欠以外に該当するのか、どちらでしょうか。</p>
学校教育課参事 (教育指導担当)	<p>文部科学省は不登校児童生徒が出席することができない状況のうち、病気・経済的理由による場合は除くと規定しておりますが、例えば病気での欠席が頻回になり学校に来られない状況が続くと、学校に行きたくないという気持ちが頭痛や腹痛などの身体症状に表れているのではないかという判断に変わることがございます。一人ひとりの状況を継続的に精査して、欠席理由の判断を行っております。</p>
坂井委員	オンラインでの授業参加は、出席扱いとしているのでしょうか。
学校教育課参事 (教育指導担当)	例えば教員からの問い合わせに答えるなど、オンラインでの授業をしっかりと受けていることが確認できる場合は、各学校長の判断で出席扱いとしております。

大矢委員 全員が学校に来られるようになるのが理想的ではありますが、まずは学校に行くことが苦しい子どもたちが、休みたいときに休むことで、心のリフレッシュができ、また学校へ行ってみよう、という気持ちに繋がるのではないかと思います。

教育長 現在の法律では、いじめの定義について継続性を問わなくなりましたが、以前はいじめの継続性や人間関係についても定義されていました。今回の報告にあった6件の社会通念上のいじめ事案は、以前の定義に該当するため、社会通念上のいじめとしてカウントされているのでしょうか。

学校教育課参考
(教育指導担当) 今回生起した事案は、「力関係のある人間関係において複数回一方的にいやなことを言われた」という点で以前の定義に該当するため社会通念上のいじめとしてカウントしておりますが、一概に以前の定義に該当するもの全てを社会通念上のいじめとしてカウントしているわけではありません。

教育長 他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。
それでは特にございませんので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦労様でした。では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長 それでは秘密会として再開します。
報告事項（3）令和5年度12月までの問題行動等報告具体的な事案及び追跡報告について、学校教育課から説明をお願いします。

【以下、秘密会のため削除】

これにて秘密会を解きます。
では、本日の案件は全て終了いたしました。
これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。

ご苦労様でした。